

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	ノバシステム株式会社
【英訳名】	NOVA SYSTEM CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 芳山 政安
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
【縦覧に供する場所】	ノバシステム株式会社 東京本社 (東京都品川区大崎二丁目11番1号 大崎ウィズタワー21階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注)上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありません が、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長芳山 政安は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスク発生可能性を考慮し決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当事業内容（システムインテグレーション、クラウドサービス）を鑑み、事業活動を表す指標として売上高が適切と判断し、当該指標のおおむね3分の2に達している事業を「重要な事業」と選定しました。尚、事業拠点につきましては、当社において連結対象となる子会社及び持分法適用会社はなく、全体を単一の事業拠点としております。選定した事業及び事業拠点においては、財務報告に対する金額的及び質的影響を考慮し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、人件費及び外注費に係る業務プロセスを評価の対象としました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。